

会 議 録

〈2024年度 愛知県入札監視委員会第1回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2023年度第4四半期における発注工事について総務局、防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(企業庁の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低い工事が何件かあるが理由は何か。 ・入札参加業者数1者が多数あるが、理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備系工事等の案件で、材料である機器を自社製品や長年取引のある業者から安く調達できるため、安くなったと思われる。 ・浄水場内の工事で、稼働している浄水場に配慮しながら進める必要があることと、資材価格の高騰で参加を見送ったのではないかとと思われる。
<p>(企業庁の入札不調・不落について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ヤマハ分岐線更新配水管布設工事」について、不調を受けて具体的にどのように見直したか。 ・同じく不調となった「水質試験所エレベーター設備等更新工事」についてはどのような状況か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加業者に聞き取りをしたところ、金銭面で合わなかったということだったので、それを踏まえて、予定価格を引き上げるとともに、工期の変更、地域要件を広げた。 ・こちらも予定価格を引き上げ等の見直しをした上で、現在入札手続き中である。
<p>(警察本部の入札不調・不落について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機改良工事第12次について、全員辞退となっているが、このような事態になった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用灯器の新設工事であり、鋼管柱が納期に間に合わないため不調となった。
<p>(建設局の競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設局の入札方式別発注工事一覧表に高校の工事が記載されているが、教育委員会との発注の区別はどうなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の新築、改築、大規模な改修については、教育委員会から公共建築課に依頼し、建設局で発注している。維持修繕や工作物関係については、教育委員会が発注することとしている。

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、1月から3月までの発注工事について、11局庁等の発注工事の中から、企業庁、警察本部、建設局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○第2北部幹線第5工区配水管製作接合工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<p>・失格者が1者あるが、失格の理由は何か。</p> <p>・見積対象業者数19者のうち参加者が5者となったのは何故か。</p> <p>・応札者全員が同額であるが、くじ案件は多いのか。</p> <p>・落札率が低い理由について先ほど説明があったが、どこの業者も安く調達できるのであれば、そもそも予定価格が高いのではないか。</p> <p>・安価に応札するメリットはあるのか。工事内容が難しくなく収益をあげやすい工事ということか。</p> <p>・今回第5工区とあるが、1から4工区の工事は終了しているのか。</p> <p>・過去の工区も請負率が80.9%位なのか、今回が特に低いのか。</p> <p>・予定価格を公表すると各社積算のうえ同じような金額になるとのことだが、予定価格と応札金額に差があつて、安全に工事出来るのか。</p>	<p>・失格判断基準4つのうち、共通仮設費が80%を下回っていたためである。</p> <p>・応札者5者は全て管業者である。他の14者はゼネコンであり、管工事のみである今回は応札しなかったものと思われる。</p> <p>・予定価格を公表していることと失格判断基準の算定式を公表していることで、過去にも製作接合工事において、推察できるぎりぎりの価格で応札し、結果くじとなった事例はある。</p> <p>・県が公表している単価に基づいて予定価格を積算しており、単価については市場調査に基づき設定している。同じ材料でも、発注時期、工場の空き状況、他工事の受注状況などによって業者の応札価格が変わることがある。</p> <p>・今回工事は比較的規模が大きいため、スケールメリットがあると思われる。また、今回の製作接合工事はあらかじめシールド工法で掘削したスペースに管を入れていくもので、高い技術力が必要なものの、開削工事と比較して自社のペースで出来るということが企業によっては、メリットとなりうる。</p> <p>・工事概要図の工程表にあるとおり、終了している工事も施工中の工事もある。</p> <p>・第2北部幹線の製作接合工事において、本件と同じ価格競争5件の内、今回の第5工区を含めて3件が同程度の請負率となっている。</p> <p>・低入札価格調査の聞き取りでは、本社の経費を本工事で計上しない等、一般管理費を極力削減したとのことだった。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ここに総合評価落札方式を取り入れなかったのは何故か。実績を作るために低い価格で応札したと推察されていたが、そうであれば総合評価落札方式にしても参加者が減ることはないのではないか。 安価で応札したために悪い工事になったということのないよう、今後もしっかりみて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例において総合評価落札方式にしたことで参加者が減ってしまった。企業庁の取扱いにおいても、予定価格が上位 2.5 割程度の工事は総合評価の対象としないとしており、過去の実績をみながら、個々に判断している。 今後も十分注意し、進めていく。
---	--

○交通信号改良工事第 13 次【警察本部】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> 発注工事一覧表に、交通信号機改良工事第 13 次と第 14 次があるが、交通信号機改良工事第 14 次は、不調となった交通信号機改良工事第 12 次と関係があるのか。 交通信号機改良工事第 13 次と第 14 次に分割する際、積算の金額を変更したのか。 交通信号機改良工事第 13 次と第 14 次の請負率が 99.9%と高く、工事箇所が減っているのに請負率が高い理由は何か。 発注の時期が年度末になった理由は何か。 交通信号機改良工事第 10 次、第 11 次については、工期が年度末になっているが、何故早くに入札を行わなかったのか。 設計自体は 4 月から行われているのか。 1 次から 14 次まで設計は特定の会社がしているのか。 設計業者を分けることはできなかったのか。 抽出事案説明書の施工実績に関する入札参加資格が、都道府県警察の発注する施工実績となっているが、愛知県ではなく、全 	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機改良工事第 12 次が不調となったため、交通信号機改良工事第 13 次と第 14 次に分割し、指名競争入札により発注を行った。 積算の見直しは行っていない。工事箇所の見直しを行った。 工期が短く、受注業者も繁忙期であり、熟練の技術が必要な工事であるため請負率が高くなったと思われる。 交通信号機改良工事第 1 次から順次入札を実施しており、結果的に年度末発注となったものである。 工事の前に設計の委託を行っており、設計が完成次第、順に工事の発注を行っているため。 4 月から行われている。 1 者が全てやっている。複数箇所ごとに設計の期限を設けている。 前年度に設計をしたり、設計業者を分けるなど、今後検討していきたい。 信号制御機を扱う特殊な工事であるため、全国で実績のある業者として参加資格の幅を広げた。

<p>国になっているのは何故か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱不足は、円安、物価高と関係があるのか。 ・これまでも請負率が 92%から 94%と高いが、価格の見直しができれば請負率の見直しができるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・円安、物価高よりも柱の納品期間によるものと考えている。 ・今年度、ある業者からケーブルに使われる銅の価格が値上がりしているとの報告もある。適正な価格を見直していきたい。
--	--

○公園緑地整備工事（単県）災害復旧工事（その3）【建設局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・選定対象業者 42 者はどのような業者か。 ・指名業者 15 者は全て施工能力のある業者なのか。 ・入札方式別発注工事一覧表のうち、指名競争入札の No.249 と No.250（本件は No.249）は同じ災害復旧工事であり、同じ業者が落札しているが、何か事情があるのか。 ・一般競争入札でない理由は何か。 ・選定対象業者 42 者から指名業者 15 者を選定した過程は。 ・まずは現場から近い業者を選定しているということか。 ・本工事は完了しているのか。 ・工事期間中の公園の利用状況はどうなっているか。 ・大型の重機はどのように現場に入るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市、豊川市及び蒲郡市にある A 等級又は B 等級業者であり、技術的にも問題なく、指名停止を受けていない業者である。 ・過去に公園工事の実績のある業者を指名しており、全て施工能力のある業者である。 ・特段の事情はないが、地元の業者であるため、災害復旧等に協力的な業者であると思われる。 ・災害復旧工事は速やかに行う必要があるため、手続きに時間のかからない指名競争入札とした。 ・ふるさと公園にて過去に施工実績のある業者及び土木研究会員のうち、まず豊川市の業者を主として選び、次に蒲郡市と豊橋市の業者を選定している。 ・地元業者は交通状況等、地元精通しているため、優先的に選定している。 ・完了していない。大型土嚢を積んだり、手前の水路の土砂を除去したりする仮復旧工事は別発注で完了している。本工事では、かごマットの設置、斜面の整形、植生を行い、雨で土が削られないようにする。 ・危険箇所は大型のバリケードで通行止めをしている。危険のない箇所は利用していただくために開放している。 ・一般の駐車場から入る。

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童も含め利用者も多い公園だと思われるため、重機の出入り等、業者に十分指導するようにしてほしい。 ・事前に手続きをすれば、工期は年度をまたいでよいのか。 ・よほどの理由がないと年度をまたげないものか。 ・設計にはどれくらいの期間がかかるか。 ・辞退者が多い理由について、他の災害復旧工事と比べると金額が大きい工事であることが原因ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に工事ができるよう十分業者に指導する。 ・単年度で施工するのが原則であるが、本工事は災害復旧工事という事情があるため、事前に手続きを行い、年度をまたぐ工事として発注している。 ・東海財務局に理由を説明し、承認を受ける必要がある。 ・測量や地質調査に3～4か月かかり、その後積算を始めるため、急いでも半年ほどかかる。 ・金額ではなく、公園内に現場が点在していることや、年度末であり業者が多忙であることが原因であると思われる。
---	--

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。
 (入札の) 前工程の段階から幅広く検討してもらい、工期に余裕をもって入札手続きに入れるように要望する。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について